

■通関士試験問題・解説集（2018年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
問題編 P.292 [27] 関税法第56条～第62条（保税工場）	<p>次の記述は正しいか。</p> <p>★<1> 保税工場において…（省略）…届け出る必要はない。 (17)</p> <p>★<2> 保税工場の許可を受けた者は、…（省略）…保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなす。 (17)</p> <p>★<3> 保税工場において、…（省略）…すべて外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる。 (16)</p>	<p>次の記述は正しいか。</p> <p>★<1> 保税工場において…（省略）…届け出る必要はない。 (17)</p> <p>★<1> 保税工場の許可を受けた者は、…（省略）…保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなす。 (17)</p> <p>★<1> 保税工場において、…（省略）…すべて外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる。 (16)</p>
問題編 P.338 第2 関税定率法	[1]関税定率法第3条（関税率表の関税率）	[1]関税定率法第3条の3（関税率表の関税率）
解答編 P.133 第41問（通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分） ■正解	ハ一④戒告	ハ一（法改正により削除）
解答編 P.141～142 [8] 通関業法第9条（営業所の新設に係る許可の特例） <3>、<5>、<6>	<p><3>=× 平成29年10月施行の通関業法の改正により、…（省略）…《第3条第1項》。</p> <p><5>=× 財務大臣は、…（省略）…届出により営業所を新設することができる。</p> <p><6>=× 認定通関業者が、…（省略）…届出を必要とする規定はない。</p>	<p><3>=○ 平成29年10月施行の通関業法の改正により、…（省略）…《第3条第1項》。</p> <p><5>=○ 財務大臣は、…（省略）…届出により営業所を新設することができる。</p> <p><6>=○ 認定通関業者が、…（省略）…届出を必要とする規定はない。</p>
解答編 P.147 [14] 通関業法第14条（通関士の審査等） 2 正誤問題 【通関士の審査の要否等】 <2>	<2>=○ 通関士の設置を要しない…（省略）…《基本通達14-1》。	<2>=× 通関士の設置を要しない…（省略）…《基本通達14-1》。
解答編 P.221 [14] 関税法第68条（輸入申告に際しての提出書類） 【WTO原産地証明書（…）】 <2>	<2>=× WTO協定の規定による…（省略）…《施行令第4条の2第4項、施行規則第1条の6、第1条の7、基本通達68-3-5、68-3-7》。	<2>=× WTO協定の規定による…（省略）…《第7条の2第1項、施行令第4条の2第4項かつこ書、施行規則第1条の5、基本通達68-3-5、68-3-7》。
解答編 P.246 第2 関税定率法	[1]関税定率法第3条（関税率表の関税率）	[1]関税定率法第3条の3（関税率表の関税率）
解答編 P.282 [2] コンテナー特例法 【積卸コンテナーライフの提出によるみなし輸出入申告】 <4>	<4>=× 輸入税…（省略）…《施行令第2条、基本通達3-2（6）》。	<4>=× 輸入税…（省略）…《施行令第2条、基本通達3-3の（6）》。